

【提言】

子どもの未来は日本の未来

～自己肯定感を高め、貧困の連鎖を断ち切る～

2019年（平成31年）1月

一般社団法人 関西経済同友会
子どもの未来委員会

目次

1. はじめに ～子どもの未来委員会のねらい～	1
2. 子どもの貧困問題の現状	2
2.1 子どもの貧困の現状 ～日本の子どもの7人に1人は貧困で、ひとり親家庭（特に母子家庭）はさらに深刻～	2
(1) 全国、大阪府の概況	2
(2) ひとり親家庭の状況	3
2.2 子どもの貧困における問題の所在 ～機会の不平等に起因する自己肯定感の喪失が貧困の連鎖を生む～	5
3. 現状を踏まえた社会の取り組み、課題	8
3.1 現状をふまえた社会の取り組み ～国の法律制定等をきっかけに、施策・支援活動が広がるも道半ば～	8
(1) 子どもの貧困に対する国の取り組み	8
(2) 子どもの貧困に対する地方自治体の取り組み	8
(3) 子どもの貧困に対する民間、企業の取り組み	9
3.2 社会の取り組みの今後の方向性 ～官民あげて「持続可能」な支援の仕組みを構築する必要がある～	10
4. 行政・社会への提言	13
4.1 行政への施策提言	13
(1) 提言：養育費確保のための法律と利用者に配慮した運用規則を早期制定すべき	13
(2) 提言：就学前教育と高等教育を受けるための経済的支援を確実に実施すべき	15
(3) 提言：スクールソーシャルワーカーの専門性向上・処遇改善をすべき	17
4.2 社会への呼びかけ	19
(1) テクノロジーも活用した課題解決のエコシステムを構築しよう	19
5. おわりに	23
6. 資料編	24
6.1 委員会委員名簿	24
6.2 委員会の活動状況	25
6.3 ヒアリングの実施経過	26

1. はじめに ～子どもの未来委員会の思い～

子どもは日本の未来を創る大切な宝である。子どもが未来に夢を持つこと、子どもが健やかに育つための環境を整備することは、子ども一人ひとりの将来を明るくものにするとともに、少子高齢化が進む日本で、活力ある社会を創り、日本の経済社会の活性化を図る上でも重要な取り組みである。

しかし、子どもの現状を見ると、日本の子どもの7人に1人が経済的に厳しい環境で育っているという貧困問題をはじめ、不登校や引きこもり、ゲーム依存など解決すべき様々な社会課題がみられる。とりわけ「貧困問題」は、親から子へと世代を超えて連鎖し、格差を固定化するという点で深刻だ。つまり、家庭の経済的な格差は、子どもが教育を受ける機会に格差につながり、将来の進学や就職に影響を及ぼし、それが世代を超えて「貧困の連鎖」として格差を固定化させていく可能性をもつ深刻な課題である。持続可能な開発目標（SDGs¹）の理念に照らしても、子どもの「貧困問題」は取り組むべき重要課題であると言えよう。

そこで、本委員会は、「貧困問題」をテーマに研究活動に取り組んできた。将来日本の未来を創る人材となる子どもたちが、自己肯定感を持ち続け夢を語るができるような成育環境をつくるため、子どもが置かれている現状と問題を把握し、その問題の背景について検証を行った。

本提言では、その成果をまとめるとともに、われわれ経済人の視点から、産官学および地域が連携して取り組むべき行動を示し、「貧困問題」の解消に向けた提言を行うこととした。

本提言によって「子どもに対する投資は、日本の未来に対する投資である」という認識が共有され、子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく成長し、その能力を発揮して活躍できる社会が実現することを願う。

¹ 「SDGs」は、国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールの中には「1 貧困をなくそう」「4 質の高い教育をみんなに」といった本委員会の基本認識と重なる部分がある。

2. 子どもの貧困問題の現状

2.1 子どもの貧困の現状

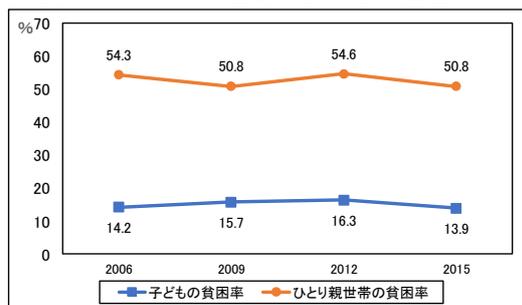
～日本の子どもの7人に1人は貧困で、ひとり親家庭（特に母子家庭）はさらに深刻～

(1) 全国、大阪府の概況

子どもの貧困率²は、2015年時点で13.9%であり、日本の子どもの7人に1人が経済的に厳しい環境にある。特に、ひとり親家庭の貧困率³は高く、2人に1人（50.8%）が深刻な状況にある（図表1）。

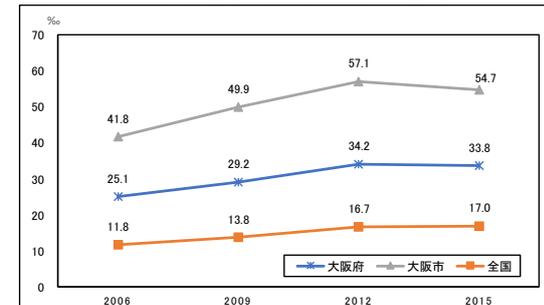
大阪府の状況を見ると、全国に比べて生活に困窮している子どもの比率が高く、「貧困問題」に関する支援ニーズが強く求められる。具体的には、生活保護受給率は、大阪府が33.8%で全国の約2倍、大阪市は54.7%で全国の約3倍となっている（図表2）。また、就学援助率⁴は、大阪府が23.7%で全国の約1.5倍となっている（図表3）。

図表1 子どもの貧困率の年次推移



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表2 生活保護受給率の年次推移



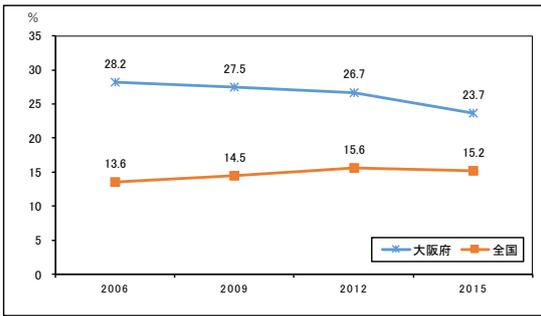
出典：厚生労働省「福祉行政報告例（生活保護関係）」
「被保護者調査」

² 「子どもの貧困率」は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない子どもの割合をいう。

³ 「ひとり親家庭の貧困率」は、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち「大人が一人」の世帯で算出した割合である。「ひとり親世帯」が主と考えられるが、「大人」には親以外も含まれ、「祖父(母)と子ども」「18歳以上の兄姉と子ども」といった場合等もある。

⁴ 就学援助とは、学校教育法に基づき、生活保護を必要とする状態にある、または、市町村教育委員会がこれに準ずる程度に困窮していると認める小・中学生に対し、学用品費、通学費、修学旅行費、医療費、給食費、クラブ活動費等の援助を行う制度をいう。

図表 3 就学援助率の年次推移



出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

(2) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の状況についてさらに詳しく分析する。

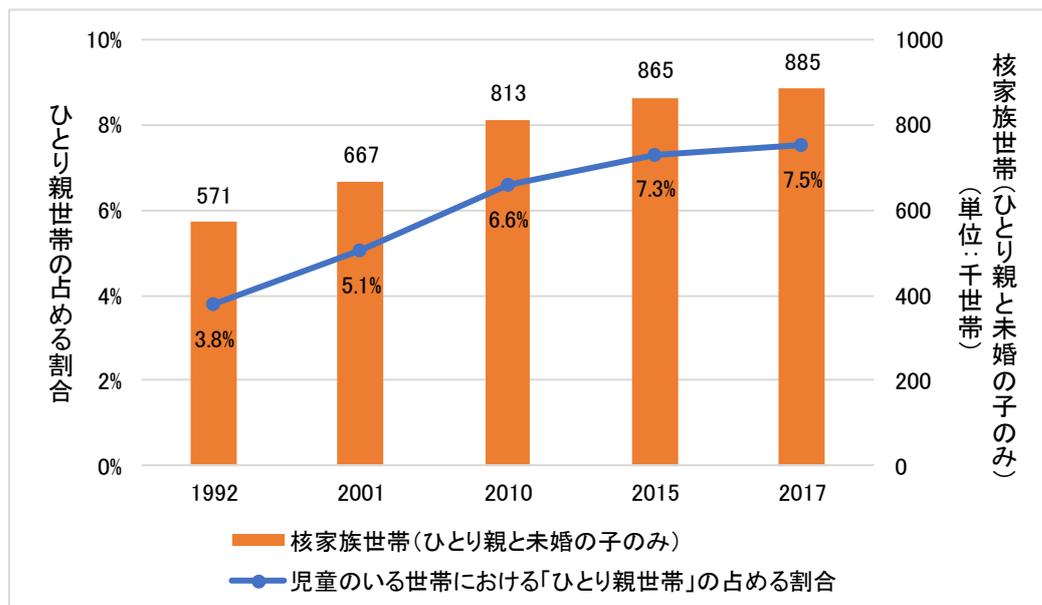
児童のいる世帯におけるひとり親世帯の占める割合は年々増加し、2017年時点で7.5%となっている（図表4）。

特に、母子家庭の貧困問題は深刻である。母子家庭の母親の就業率は81.8%であり、女性（15歳以上64歳未満）の就業率67.4%より高く（図表5）、現在就業している母親の97%は引き続き就業意向を持っており、また就業していない母親のうち8割は就職希望を持っている（図表6）。

しかし、母子世帯の年間就労収入は、2016年で児童のいる世帯全体平均の約3割（200万円）にとどまっており、これは、父子世帯（398万円）と比べても極めて低い（図表5）。この結果、児童手当等の社会保障給付を受けたとしても、依然として母子世帯の82.7%が「生活が苦しい」と感じている（図表7）。

また、こうした貧困状況にあつて、母子家庭の母が抱える子どもについての悩みで多いのは「教育・進学」58.7%、「就職」6%で、子どもの未来への不安感がうかがえる（図表8）。

図表 4 児童のいる世帯における「ひとり親世帯」の占める割合、世帯数の推移



出典：厚生労働省「平成29年度国民生活基礎調査」

図表 5 ひとり親家庭の就業状況・所得

	母子世帯	父子世帯	全国平均
就業率	81.8%	85.4%	女性67.4% 男性82.9%
雇用者のうち 正規	44.2%	68.2%	女性46.4% 男性82.5%
雇用者のうち 非正規	43.8%	6.4%	女性53.6% 男性17.5%
平均年間 就労収入	200万円	398万円	647万円

出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」、「平成 29 年度労働力調査」、「平成 28 年国民生活基礎調査」

※「全国平均」の就業率は、「平成 29 年度労働力調査」の 15 歳以上 64 歳未満の値を用いた。

※「全国平均」の平均年間就労収入は、「平成 28 年国民生活基礎調査」の児童のいる世帯の稼働所得の値を用いた。

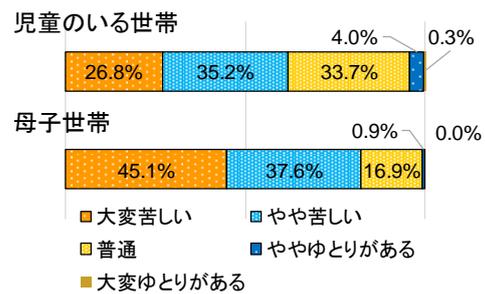
図表 6 ひとり親家庭の母の就業に対する意欲

就業中	仕事を続けたい	66.6%
	仕事を变えたい	30.4%
	仕事をやめたい	1.1%
	不詳	1.8%
不就業	就職したい(求職中)	42.0%
	就職したい(求職中でない)	40.4%
	就職は考えていない	17.6%

出典：厚生労働省

「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

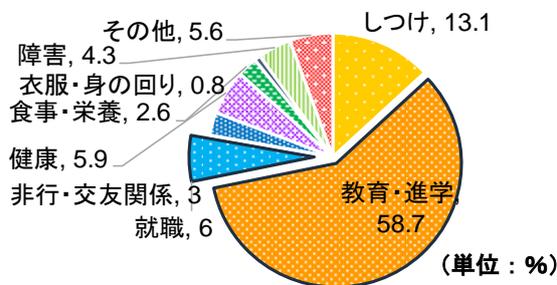
図表 7 児童のいる世帯、母子世帯の生活意識



出典：厚生労働省

「平成 28 年度国民生活基礎調査」

図表 8 母子家庭の母が抱える子どもについての悩み(最も当てはまるもの)



出典：厚生労働省

「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

2.2 子どもの貧困における問題の所在

～機会の不平等に起因する自己肯定感の喪失が貧困の連鎖を生む～

ここでは、子どもの貧困の何が本質的な問題なのかを整理する。

当委員会では、日本の子どもの貧困として、衣食住の最低限度の生活水準を維持できない「絶対的貧困」以上に、社会の平均的な生活水準に比べて生活水準が低い「相対的貧困」により多くの課題が潜んでいると考えるに至った。相対的貧困は、当事者に自覚がなかったり、貧しいとの自覚はあっても周囲に悟られないよう隠したりすることで、周囲からは問題があると分かりにくい。たとえば、「相対的貧困」にある子どもも携帯電話は所有しているし、ファストファッションでおしゃれをして、友人にあわせようとしているが、経済的な理由から部活や修学旅行に参加できないなどの制約を受けている。親に心配をかけまいと我慢することが常態化すること、また「友達皆があたりまえのようにしていることができないこと」の積み重ねが諦めにつながっていく。このような自己肯定感の喪失が子どもの未来に対する希望を奪っているという現状がある。

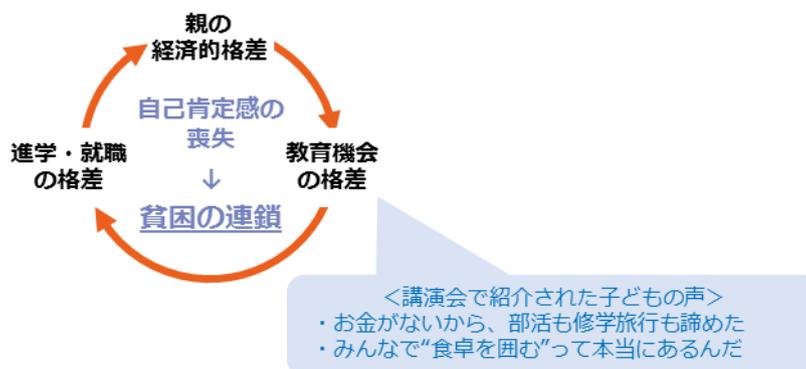
子どもの経済的な格差は教育を受ける機会の格差につながり、進学や就職の選択肢など将来に影響を及ぼし、それが世代を超えて「貧困の連鎖」として格差を固定化させていく可能性をもつ。

高等教育についてみると、生活保護世帯の子どもの高校進学率は全世帯平均より 5.4 ポイント低く（93.6%）（図表 10）、生活保護世帯の子どもの高校中退率は全世帯平均の約 3 倍である（図表 11）。また、大学進学率は全世帯平均の半分（35.3%）（図表 12）で、高等学校等を卒業後に進学ではなく就職する率が全体と比べて高い（図表 13）。これらの事実は、生活保護世帯の子どもには高等教育の機会の格差が生じ、それが就職、キャリア形成の制約になり、貧困の連鎖が起こる可能性があることを示している。

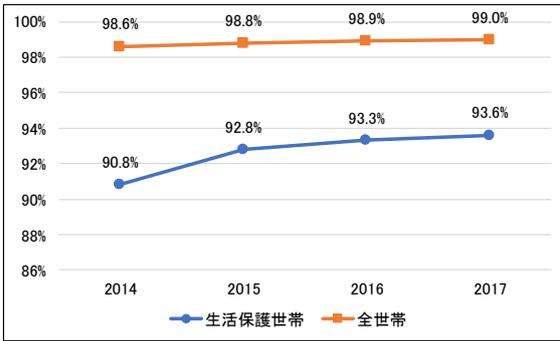
こうした子どもを放置することは、子どもから健やかな育ち、明るい将来を奪う。また、格差が固定されると、優秀な人材が確保できなくなり、人材の枯渇から企業の競争力低下につながり、企業経営にとって大きな損失となる可能性を否定できない。さらに、税や社会保険の収入が減り、生活保護等の社会保障給付が増え、日本社会全体の活力も奪う可能性がある（図表 15）。

このため、子ども一人ひとりのため、また同時に社会全体のために、将来の日本社会を創る人材となる子どもたちが、自己肯定感を持ち続け夢を語るような成育環境をつくる必要がある。

図表 9 貧困の連鎖の発生メカニズム

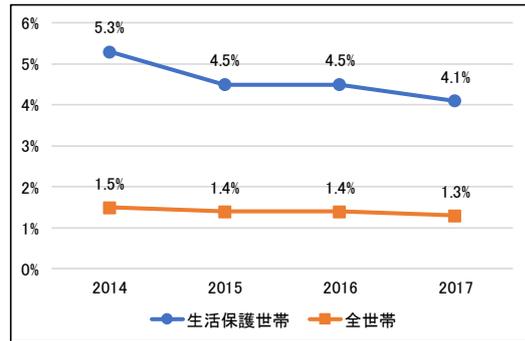


図表 10 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率



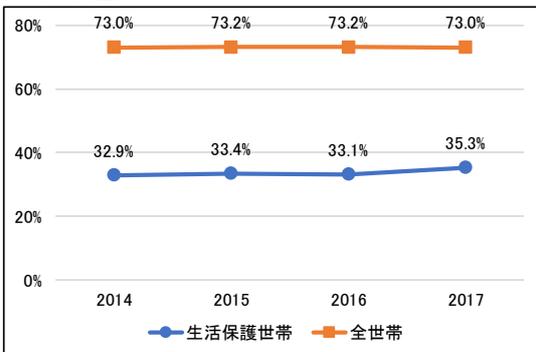
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成 26 年 8 月 29 日、内閣府平成 27 年～29 年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 11 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率



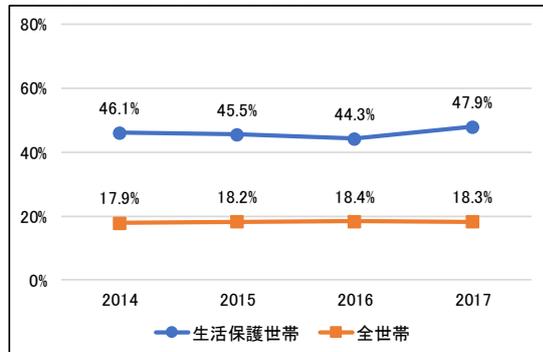
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成 26 年 8 月 29 日、内閣府平成 27 年～29 年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 12 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率



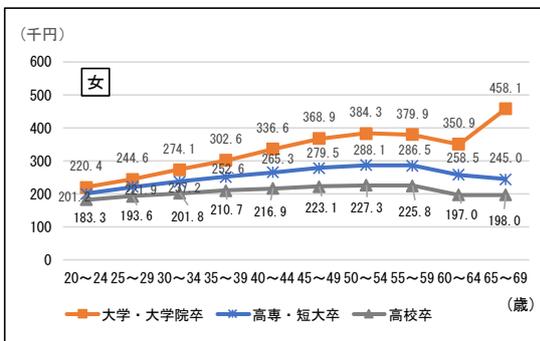
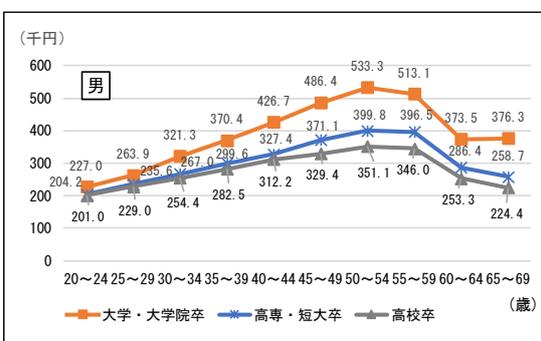
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成 26 年 8 月 29 日、内閣府平成 27 年～29 年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 13 生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後）



出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成 26 年 8 月 29 日、内閣府平成 27 年～29 年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 14 学歴、性、年齢階級別賃金

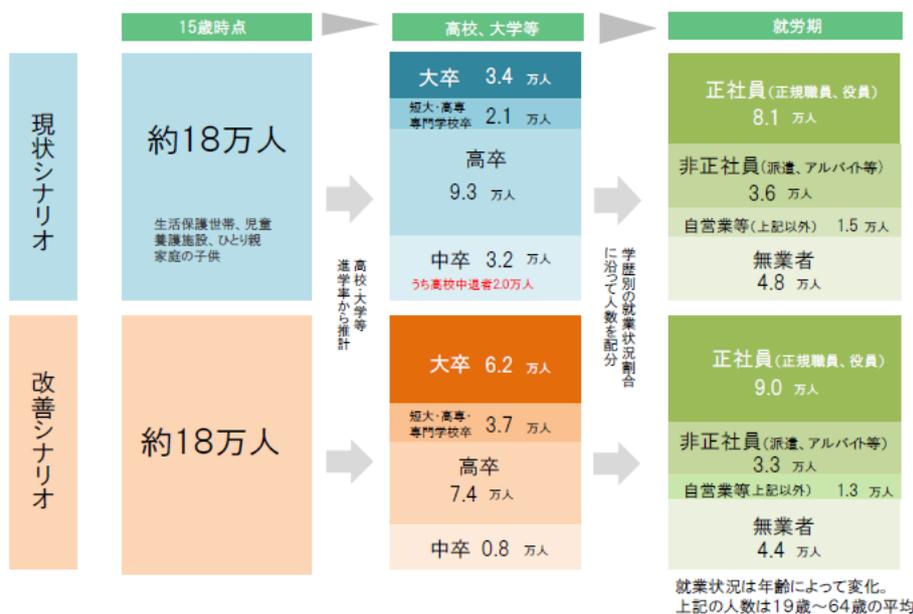


出典：厚生労働省「平成 29 年度賃金構造基本統計調査」

図表 15 子どもの貧困の社会的損失

子どもの貧困対策により、
 貧困の状況にある子どもの進学率、高校中退率が現状から改善した場合、
 生涯所得の合計額が 2.9 兆円増え、政府の財政が 1.1 兆円改善する。

(学歴別人口および就業形態別人口の推計結果)



(社会的損失の推計結果の概要)

	所得	税・社会保障の純負担
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円
差分	-2.9兆円	-1.1兆円

出典：日本財団「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」2015年12月（最終閲覧日：2018年12月14日）
<https://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2015/img/71/1.pdf>

3. 現状を踏まえた社会の取り組み、課題

3.1 現状をふまえた社会の取り組み

～国の法律制定等をきっかけに、施策・支援活動が広がるも道半ば～

(1) 子どもの貧困に対する国の取り組み

2009年に厚生労働省がOECDによる調査⁵と同様の計算方法で子どもの相対的貧困率⁶を初めて公表したことで、子どもの貧困は社会の関心を集め、政策課題となった。

国では、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定して、具体的施策を展開してきた。支援策は「教育の支援」「保護者に対する就労の支援」「生活の支援」「経済的支援」の4つの柱からなり、子どもの貧困対策を網羅するものとなっている（図表16）。

あわせて、2016年度には地方自治体の取り組みを支援する「地域の未来応援交付金」を創設するとともに、2015年度からは社会全体での理解を深め、取り組みが進むよう「子どもの未来応援国民運動」を推進してきた。

(2) 子どもの貧困に対する地方自治体の取り組み

地方自治体は、国の大綱を踏まえて子どもの貧困対策計画を策定し、子どもを支える地域ネットワークを整備するための実態調査、支援事業・体制整備、人材育成等に取り組んでいる。

子どもの居場所づくりへの支援施策としては、居場所の立ち上げを補助するものや、食材費、印刷費など運営費を補助するもの、「子ども食堂」に特化して補助するもの、公民館や学校等の既存の施設を活用した居場所づくりを補助するもの、地方自治体が民間団体等に居場所の運営を委託するもの等が存在する。

大阪府も、2015年3月に「次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」という基本理念のもと、大阪府子ども総合計画を策定した。2016年には、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施した。そして、実態調査で把握した課題等をふまえ、困窮世帯への経済的支援（就労支援含む）、学びを支える環境づくりの支援、子どもたちが孤立しないための支援、保護者が孤立しないための支援、安心して子育てできる環境整備を主な柱とした取り組みを実施している。また、地域福祉・子育て支援交付金、市町村ネットワークの構築、経済界との連携、新子育て支援交付金、「子ども食堂サミット」の開催、子どもの貧困緊急対策事業費補助金の創設、子ども輝く未来基金の創設の事業を実施している。

大阪市も、2016年6月から7月にかけて、「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、2017年3月に結果をとりまとめた。また、2017年度には、先行的な取組みとして、学習習

⁵ OECD Family database “Child poverty”

⁶ この時公表された子どもの相対的貧困率は15.7%で、国民生活基礎調査をもとに算出された2007年の数値である。

慣の定着やこどもの居場所づくりなどに取り組んだ。さらに、市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進する観点から関連する施策を体系的にとりまとめ、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定した。2018年度からは実態調査の詳細な分析結果等からみえた課題の解消に向け、学習習慣の定着、不登校対策、居場所づくり、複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり、高校中退者やひとり親世帯への支援、性・生教育に対する取り組み等を実施している。また、社会全体で子どもを支えるための「こども支援ネットワーク」を構築し、市が主体となって大阪市社会福祉協議会と連携し、こどもの貧困対策や活動の情報交換、企業からの申出による物資等を社会福祉施設を通じてこども食堂等へ提供し、社会福祉施設からこども食堂への助言や相談対応を行う取り組みを始めている。

(3) 子どもの貧困に対する民間、企業の取り組み

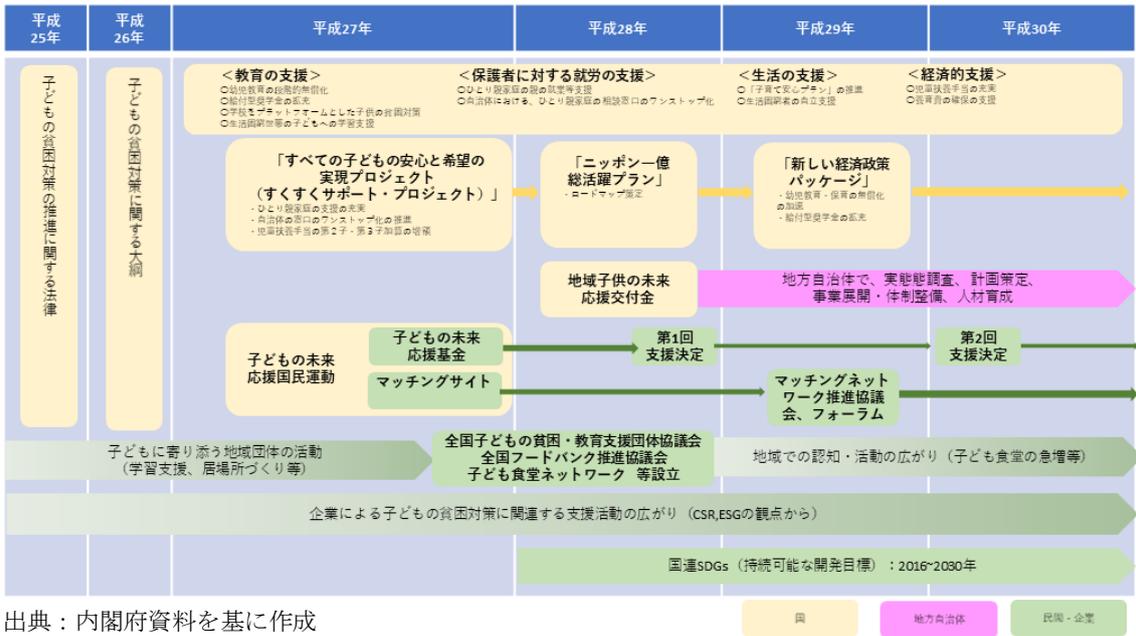
行政の支援施策の充実、活動基盤の整備により、子どもに寄り添い地域で活動してきた団体が認知され、子ども食堂が2017年までの2年間で7倍の2300ヶ所程度に増える⁷など、子どもの状況・ニーズに応じて新たな活動が広がっている。また、子どもの学習支援、子ども食堂、フードバンク等の活動団体の全国組織が立ち上がり、地域を超えたネットワークも構築されつつある。

こうした民間活動を支援するために、国の「子どもの未来応援基金」が活用されている。具体的には、学びの支援、居場所の提供・相談支援、衣食住など生活の支援、児童養護施設退所者などの支援、児童またはその保護者の就労の支援、里親または特別養子縁組の斡旋を実施・支援等を対象に、2018年1月に第2回支援団体が決定し、約2億6,600万円で79団体が支援を受けている（継続支援：39団体、新規支援：40団体）。

一方、企業においても、環境問題や社会貢献などに取り組む企業に対して年金ファンドなどが積極投資するESG投資や、国連のSDGsの考え方が世界的な広がりを見せ、社会貢献度の高い事業は、企業の長期的な利益につながるとの考えが広まっていることから、自身の強みを生かし、物品等の提供や寄付付き商品の販売、株主優待やポイント制のメニューを通じた寄付支援活動に取り組む動きが多くの企業の中にも出てきている。また、社会からも子どもの貧困対策における企業の役割への期待感が高まっている。

⁷ 2018年4月「子ども食堂安心・安全向上委員会」調査報告（最終閲覧日：2018年12月14日）
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180403-00082530/>

図表 16 子どもの貧困に対する国・地方自治体・民間・企業の取組動向



3.2 社会の取り組みの今後の方向性

～官民あげて「持続可能」な支援の仕組みを構築する必要がある～

2013年に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、その後の支援策展開をきっかけに社会の機運が高まり、各種の施策や支援活動が広がるなど、取り組みは充実しつつあるが、地方自治体単位の取り組みには濃淡がある。

各地で子ども食堂や学習支援の場が普及しつつあるが、地域団体の活動、企業が支援できることにはばらつきがあり、活動の継続性担保も十分ではない。子どもたちの孤独感を癒すような、心の拠りどころ（止まり木）、相談相手となれるような安全・安心な居場所という誰もが認知するような社会インフラ構築にはまだ道半ばである。

子どもを支援する行政の制度そのものは整いつつあることを踏まえると、今後はそれを効果的に運用し、子どもにとってより身近な「地域」の中で、拠りどころとなるような居場所を整える段階に移行しており、地域の中で子どもの多様なニーズに応じて切れ目なく継続的に支援ができる仕組みとして体系化することが求められている。

子どもの育ちを支えるためのセーフティネットを構築・維持することは、一義的には行政の役割であるが、日本の未来を支えるために、社会全体の課題として、民間（個人、企業、大学、地域コミュニティ）も主体的に取り組むことが期待される。

そこで、本委員会では、子どもの貧困問題に取り組むための要点として、以下の3点を整理した。

子どもの貧困問題に取り組むための要点

- 特に深刻な環境にある**母子家庭への支援を充実**させる
- 子どもの育ちを支えるセーフティネットを構築・維持することは**一義的には行政の役割**。行政は引き続き**持続可能で実効性の高い施策（母親支援を含む）の推進**を図る

- 日本の未来に向けた社会全体の課題として、**民間**（個人、企業、大学、地域コミュニティ）**も主体的に参画**し、それぞれの強みを発揮して、地域の特性を生かした「**共助**」となるような**エコシステム**⁸を構築する

子どもの自己肯定感を高め、貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもを取り巻く環境レイヤー別（家庭、学校、地域・コミュニティ、社会）の役割を整える必要がある。

「家庭」の役割は子どもたちを身近にいる家族が温かく包み込み、愛すること、「学校」の役割は子どもたちの学力をつけ、目標をもって努力することで得られる達成感を教えることや、子どもたちの生活の困りごとにも一部支援すること、「地域・コミュニティ」の役割は子どもたちがたくさんの人と出会い、多様な体験を重ねる機会を提供すること、「社会」の役割は子どもたちの健やかな育ちを支えるインフラ、環境を整えることである。

これらの役割を果たすために、各レイヤーで取り組むべき事項は様々である。当委員会では、実効性を担保するために加速・重点的な取り組みが必要な事項などを検討し、行政への施策提言、社会への呼びかけの項目をレイヤーごとに抽出した（図表 17）。

まず「家庭」については、子どもの経済的格差を解消するため、「親の収入確保」に着目した。具体的には、母子家庭の経済的困窮の一因となっている子どもの父親の養育費の未払い問題を解決するために「養育費確保のための法律と、利用者に配慮した運用規則を早期制定すべき」、また、子どもの教育費の負担を軽減するために「就学前教育と高等教育を受けるための経済的支援を確実に実施すべき」という2点を行政への提言とした。

「学校」については、子どもの教育格差を解消するため、「学習環境の基盤でもある、子どもの家庭環境の支援」に着目した。具体的には、学校という場において学習のみならず生活も含めた総合的な支援機能が強化されるよう、その中心的役割を担う専門職である「スクールソーシャルワーカー⁹の専門性向上・処遇改善をすべき」という行政への提言とした。

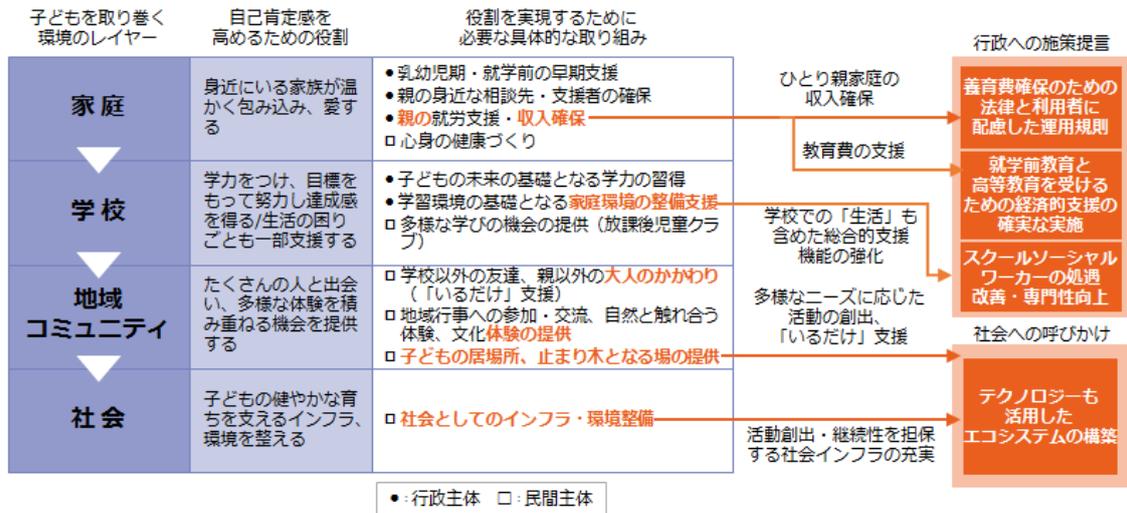
「地域・コミュニティ」については、子どもの自己肯定感を高めるため、子どもの居場所、止まり木となる場の提供に着目した。具体的には子どもの多様なニーズに応じた活動をつくることが重要と考えた。

また、「社会」については、こうした活動が安定的に継続できるような環境整備に着目し、こうした活動を社会インフラとして充実させていくことが重要と考えた。これをふまえて、「テクノロジーも活用した課題解決のエコシステムを構築しよう」という社会への呼びかけとした。

⁸ エコシステムとは、自然界の「生態系」が多様な動植物の連鎖により良好な環境を維持しているように、本提言では、行政・個人・企業・大学など多様な主体が相互に連携して安定かつ持続的な活動環境を生み出すような仕組み全体を指す。

⁹ スクールソーシャルワーカーは、教育委員会に配置され、必要に応じて学校に派遣されて、学習環境を整える基礎となる子どもの家庭環境の改善等のために福祉的なサポートを行う専門家で、学校内外の関係者をつなぎチーム支援を進めるうえで中心的な役割を果たす。

図表 17 子どもを取り巻く環境レイヤー別の子どもの自己肯定感を高めるための役割、取り組むべき事項



4. 行政・社会への提言

4.1 行政への施策提言

(1) 提言：養育費確保のための法律と利用者に配慮した運用規則を早期制定すべき

【現行課題】

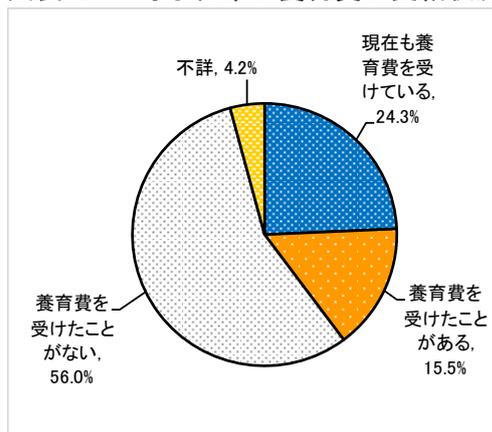
養育費の取り決めをしても受け取れない、離婚時に取り決めをしていない母子世帯が多数

母子家庭の母親の8割は就業しているにもかかわらず、その所得平均は児童のいる世帯全体平均の3割に止まっている。母子親家庭の収入を安定させるためには、母親の就労所得だけでなく、養育費を確保することが重要である。

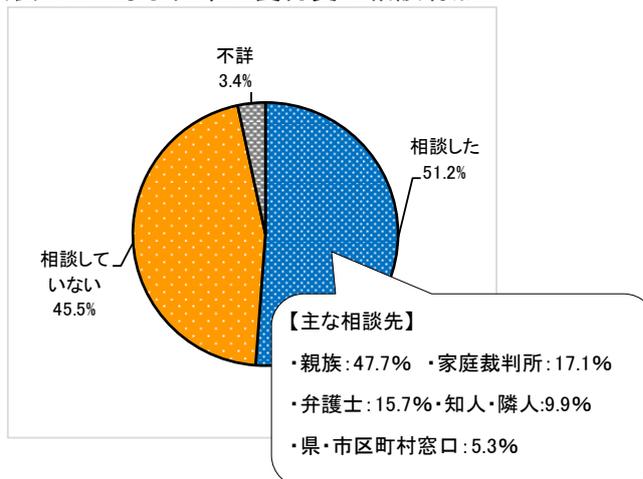
しかし、養育費の支払いは親の義務であるにもかかわらず、取り決めをしても実際に養育費を受けている母子世帯は24%に止まっている（図表18）。その理由の一つとして、現行制度では、取り決め通りに養育費が支払われない場合、差押え制度そのものはあるものの、差押えを裁判所に申し立てる際に、債権者（母親）が、債務者（子どもの父親）の勤務先（給与支払者）や預金口座のある金融機関支店名まで特定する必要があるという点が挙げられる。しかし多くの場合、離婚した子どもの父親の現在の勤務先や金融機関を特定することは難しく、照会するごとに費用と時間がかかるなど、手続きにかかる債権者の負担が大きく、事実上、養育費の確保が難しいのが現状である。

さらに、そもそも離婚の際やその後に、親族や知人・隣人、養育費相談支援センター、行政窓口、弁護士、家庭裁判所等に養育費の相談をしていない母子世帯が45.5%あり（図表19）、また養育費の取り決め自体をしていない母子世帯が過半数（54.8%）を占めている（図表20）。

図表 18 母子世帯の養育費の受給状況

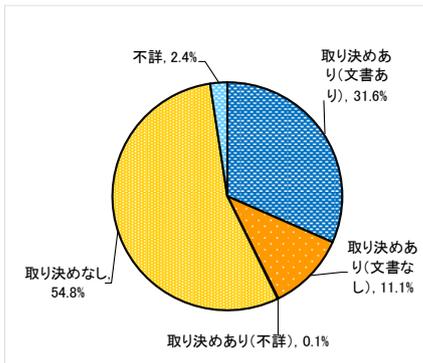


図表 19 母子世帯の養育費の相談有無



出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」 出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

図表 20 母子世帯の養育費の取り決め状況



出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

提言内容

- 養育費の不払いがあった場合、裁判所が給与支払者や口座情報等を照会・提供し、差し押さえができるよう、民事執行法を早期に改正するとともに、利用者に配慮した運用規則を検討すべき。【国】
- 日本司法支援センター（法テラス）や養育費相談支援センターの機能を強化し、養育費の取り立ての代行や裁判を支援すべき。【国】

養育費の支払いは親の義務であることをふまえ、養育費の不払いがあった場合、裁判所が口座情報等を照会・提供し、差し押さえができるよう、民事執行法を早期に改正するとともに、利用者に配慮し実効性の高い運用規則を検討すべきである。具体的には、債務者の複数口座を一括照会できるようにする、照会にかかる費用は照会する金融機関数にかかわらず一律とする等の運用を要望する。

また、養育費の不払いだけでなく、養育費の取り決め自体が行われていない、強制執行できる形式¹⁰になっていないといった現状を打開するために、日本司法支援センター（法テラス）や養育費相談支援センターの機能を強化すべきである。両センターに対しては、養育費の支払いをはじめとした今後の子どもの養育プラン等、離婚の際に取り決めておくべき事項や参考となる文例、強制執行できる形式（債務名義）を得るための方法等について情報提供し、手続きに迷った時の相談支援を行う等、確実に養育費が支払われる環境を整備することを求める。また、養育費の不払いが生じた場合には、海外と同様に養育費の取り立ての代行や裁判手続きを支援することを要望する。また、地方自治体の窓口においても、離婚に際しては養育費の取り決めを呼びかけ、養育費の確保を働きかけることが必要である。

¹⁰ 強制執行するためには、判決、調停、公正証書といった形式（債務名義）を得ることが必要。

(2) 提言：就学前教育と高等教育を受けるための経済的支援を確実に実施すべき

【現行課題】

貧困家庭の子どもが就学前教育、高等教育等を受けるための経済的支援は不十分

貧困家庭の子どもに対する就学前の支援として、アメリカではヘッドスタート事業¹¹、イギリスでは Sure start プログラム¹²等がある。これらの取り組みは、就学前の早期介入により、学習意欲をはじめ、他者を思いやり協力し合う協調性や誘惑に勝つ自制心、難解な課題にぶつかった際の粘り強さなどの「非認知能力」を身につけさせるとともに、子どもの自己肯定感を高める等の有効性が示されている。しかし、わが国では、こうした就業前の早期に十分な取り組みや経済的支援はなされていない。

また、就学期の支援としては、生活困窮世帯の小・中学生に対して学用品費等を支援する就学援助制度があるが、申請主義であるため制度を知らなかったり申請を忘れていたりする保護者もあり、十分に活用されていない。また、放課後の子どもの居場所である「放課後児童クラブ¹³」の9割は利用料が必要で、生活困窮世帯では利用をためらう場合も多い(図表 21)。

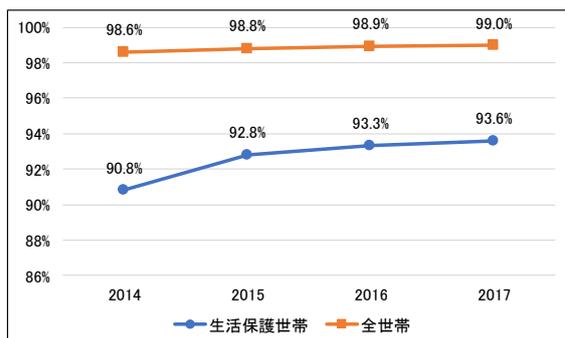
「2.2 子どもの貧困における問題の所在」でみたように、生活保護世帯の子どもの高校進学率は低く、また高校卒業後は進学より就職する割合が高い。貧困の連鎖を絶つためには、生活保護世帯の子どもが経済的理由により進学を諦めることのないよう支援が求められる。

¹¹ 1960年代に始まった低所得世帯の3~4歳の子どもとその保護者を対象に、就学に向けた学習支援だけでなく、保健サービスや社会サービス、障害児向けのサービス等を総合的に提供する事業である。事業の成果として、子どもの高校中退率の低下、保護者の子育てへの姿勢の改善等がみられている。

¹² 1998年に始まった貧困地域の4歳以下の児童を対象に、児童ケアの定員を拡大し就学前の教育の機会を提供するとともに、保健医療面の支援を行い、親に対しても育児・就労の支援を行う総合的な事業で、その後、貧困地域に限らず全国に展開された。事業の成果として、子どもが社会性を身につけたり家庭環境が改善される傾向がある。

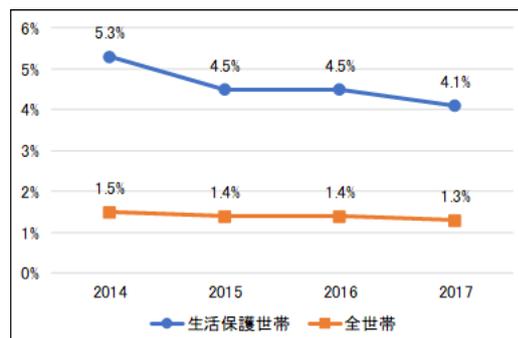
¹³ 正式な事業名は「放課後児童健全育成事業」であり、地域によって、放課後児童クラブ、学童保育等と呼称されている。

図表 10 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率【再掲】



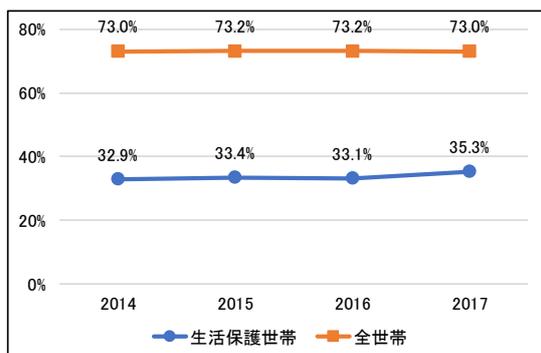
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成26年8月29日、内閣府平成27年～29年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 11 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率【再掲】



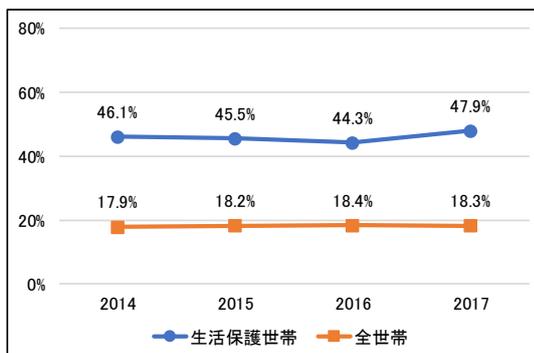
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成26年8月29日、内閣府平成27年～29年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 12 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率【再掲】



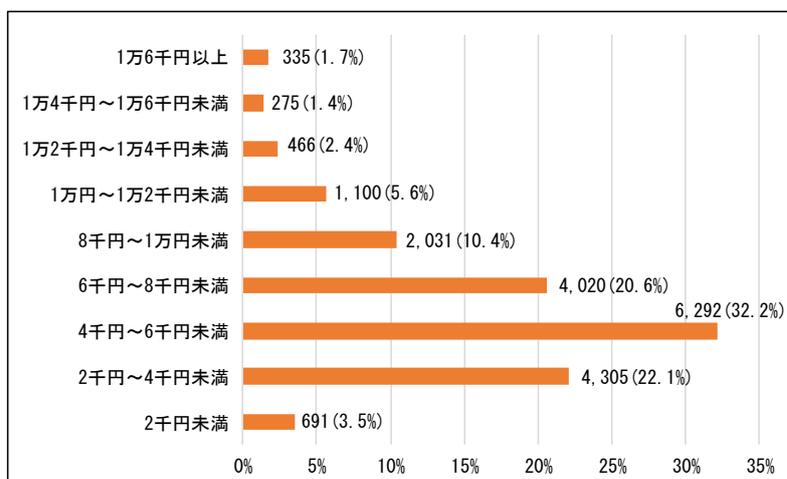
出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成26年8月29日、内閣府平成27年～29年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 13 生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後）【再掲】



出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」平成26年8月29日、内閣府平成27年～29年度「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を基に作成

図表 21 放課後児童クラブにおける平均月額利用料金の状況



出典：厚生労働省「平成26年地域児童福祉事業等調査」

提言内容

- 子どもが自己肯定感を持って成長し、社会人として経済的にも自立できるよう就学前教育の充実に対して、最優先で予算を配分すべき。【国】
- 低所得世帯に向けて、学用品等を現物支給すべき。【地方自治体】
- 小学生が放課後を過ごす居場所としての学童保育（放課後児童クラブ）の利用料負担を軽減すべき。受け皿の拡充と質の向上を図るべき。【地方自治体】
- 大学等については、一律の無償化ではなく、志と能力があっても経済的な困難に直面している入学希望者を対象とした給付型奨学金制度の大幅な拡充により教育機会を担保していくべき。【国】

国は、2019年10月に予定されている消費税増税に際しては、その増収分の一部を、就学前教育の無償化や高等教育に対する経済的支援に充てる方針を決定している。（本委員会は、政府決定に先立ち、昨年11月に緊急提言を発表し、特に就学前教育と高等教育に対する経済的支援の実施を求めたところであり、今回の本提言においても改めてその確実な実行を強く要望する（関西経済同友会 子どもの貧困委員会「【緊急提言】貧困の連鎖を断ち切る効果的な教育投資を」2017年11月29日）。

これに加えて、就学期の支援として、子どもの学用品等は就学援助制度による金銭的支援ではなく現物支給で着実に届くようにすることや、子どもの居場所（止まり木）の一つである学童保育（放課後児童クラブ）を利用しやすくするために利用料負担を軽減するとともに、受け皿の拡充と質の向上を図ることを要望する。

(3) 提言：スクールソーシャルワーカーの専門性向上・処遇改善をすべき

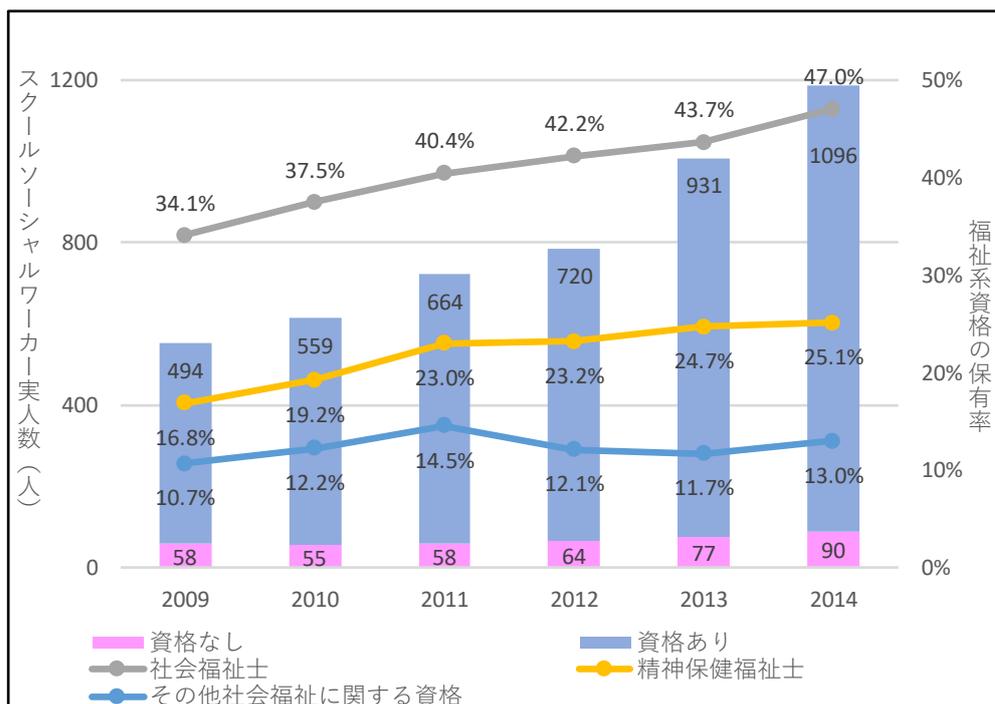
【現行課題】

スクールソーシャルワーカーがその専門性にふさわしい処遇を受けていない

スクールソーシャルワーカーは、教育委員会に配置され、必要に応じて学校に派遣されて子どもの家庭環境の改善等のための福祉的サポートを行う専門家である。相対的貧困にある子どもは、本人に貧しいことの自覚がなかったり、悟られないようにしたり、あるいは隠そうとする傾向にあるため、教師の気づきから支援を必要とする子どもを見つけ、福祉に繋げるためにも、専門性を備えたスクールソーシャルワーカーが学校と連携することが重要だ。国は、2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全国に約1万ある全ての中学校区に配置するという計画の下で人数を増やしているが、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格や知識を有しない人材が一定割合で存在している（図表22）。

また、子どもの家庭環境、生活の支援を行うため、夜間や休日の対応を求められるなどハードワークを強いられることに加え、実際の雇用形態は非正規雇用も多く、安定した職とは言えない（図表23）。

図表 22 スクールソーシャルワーカーの実人数の年次推移、福祉系資格の保有率



出典：文部科学省「平成 27 年度学校における教育相談に関する資料」

図表 23 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの概要

	スクールソーシャルワーカー	スクールカウンセラー
目的	家庭環境の改善等に係る福祉的サポート	児童生徒の心理的サポート
資格	社会福祉士等	臨床心理士等
人数	1,399人(2015) ※2008年より配置	7,542人(2015) ※1995年より配置
勤務形態	教育委員会に配置され、学校の要請に応じて派遣	小・中学校を中心に各々週1回4時間程度定期的に派遣
職務	①個別事案における福祉機関等との連携 ②生活困窮者自立支援等に係る家庭への働き掛け ③福祉の仕組みや活用等に関する教職員研修等	①個々の子供へのカウンセリング ②子供の心のケアに関する保護者への助言 ③子供の心理や対応に関する教職員へ研修等

出典：内閣府「第2回 子供の貧困対策に関する有識者会議：資料1 教育の支援について」（平成 28 年 12 月 9 日）

提言内容

- 大学等におけるスクールソーシャルワーカー養成のための講座や実習等のさらなる充実を図るなど、業務の重要性、求められる専門性に対応した人材育成・研修の仕組みを整備すべき。【国、地方自治体】
- 正規雇用を原則とし、その専門性と業務内容にふさわしいレベルまで、処遇改善を行うべき。【地方自治体】

スクールソーシャルワーカーは、福祉分野の専門家であり、その業務の重要性や求められる専門性に対応した人材育成の仕組みが求められている。具体的には、社会福祉士・精神保健福祉士を養成する大学等で、スクールソーシャルワーカーに関する講座や実習等のさらなる充実を図ることや、自治体でこれと同等の研修体制を整備することを要望する。また、今後はスクールソーシャルワーカーを認定資格・免許制とし、更新制度を導入することを検討するのも重要な課題である。

しかし一方で、スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーに比べ歴史が浅く、勤務形態や処遇面で十分な評価がなされておらず、専門的な教育を受けた学生等にとって魅力的な就職先の選択肢とはなっていない。その専門性と業務内容にふさわしいレベルまで処遇を改善すべきである。具体的には、非正規（非常勤、嘱託等）から正規雇用に転換したり、その専門性にふさわしい給与体系を構築したり、スクールソーシャルワーカーの人数を増やして、一人あたりが担当するケース数を減らすことで業務負担を軽減することを要望する。

4.2 社会への呼びかけ ～子どもの貧困問題の認識・取組みを広めよう～

(1) テクノロジーも活用した課題解決のエコシステムを構築しよう

【現行課題】

子どもの貧困の実態は広く知られておらず、社会課題として見過ごされがちである。

子どもの育ちを支えるためのセーフティネットを構築・維持することは、一義的には行政の役割であるが、日本の財政状況を鑑みると、すべての政策に税金を投入するわけにはいかない。政策に優先順位をつけ取捨選択していかなければならない中で、制度や仕組みの構築・運営に加えて、子どもの未来を支える活動団体等の支援まで、すべてを行政に委ねる仕組みには限界が来ている。

子どもの貧困問題に関心を寄せたり、子どもの育ちを応援したいという思いを持つ個人、企業等の潜在層は一定数存在するが、具体的に何をすればよいか、自身の有する支援リソースを活用すると何ができるのかが分からず、支援に取り組むことができずにいる。

一方、活動団体は、担い手や活動場所、必要物品、資金等の確保、子どもや親など支援を求めている人への情報の周知や、安全衛生面でのリスク管理等、幅広い支援を求めており、特に立ち上げ期の重点的な支援や、自立的に活動を継続できる環境整備に課題を抱えている。

また、行政の支援制度を活用しようにも、要件を満たしていなかったり、手続きが煩雑だったりして、活用しにくい場合がある。

そこで、子どもの育ちを応援したいという関心をもつ個人等の潜在層の思いを、子どもの未来を支える地域の活動団体等に届けるための、資金や物資提供等のプラットフォームを行政主導で整備し、民間の様々な主体が連携することでエコシステムを構築し、支援の選択肢や市場規模を広げることが求められている（図表 24）。

図表 24 現行の子どもの未来を支える取り組みの一例

企業	<ul style="list-style-type: none"> ・会員ポイントの活動団体へ寄付 ・従業員のボランティア派遣 ・キャリア教育や出前授業 ・場所の提供
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動 ・学習支援など学生ボランティア
NPO・ベンチャー・企業等の活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂、こども宅食 ・学校外教育バウチャー ・学習支援教室
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練、マザーズハローワーク ・子どもの居場所づくり支援事業

【取り組み事例：広域連携ガバメントクラウドファンディング（（株）トラストバンク）】

広域連携ガバメントクラウドファンディングとは、（株）トラストバンクが運営する国内最大級のふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング」において、ふるさと納税を活用して、全国の自治体が共通して抱える課題に対し、複数自治体が連携して寄附を募る仕組みである。複数自治体が連携することで、寄附は地域課題への取り組みから日本が抱える大きな課題の解決に向けた自治体の取り組みに活用できるようになる。

この一テーマとして「厳しい生活環境の子どもたちを支える活動をふるさと納税で応援」が設定されており、和歌山県橋本市、佐賀県、徳島県徳島市、山梨県山梨市、東京都文京区が地域を超えて連携し、継続的に子どもを支えるプラットフォームとしての居場所の開設・運営、居場所の運営支援・ネットワークづくり、子ども食堂や子ども宅食の運営等への寄附を募り、日本全国から「子どもの貧困」問題の更なる解決を目指している。

出典：（株）トラストバンク「ふるさとチョイス『厳しい生活環境の子どもたちを支える活動をふるさと納税で応援しよう』（最終閲覧日：2018年12月17日）

https://www.furusato-tax.jp/gcf/lp/2018_gcf_child_poverty?gcf_about

【取り組み事例：「子ども宅食」プロジェクト（東京都文京区）】

2017年度から、経済状況が食生活に影響するリスクがある家庭に対して、企業等から提供された食品等を配送し、配送をきっかけに、子どもとその家庭に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐ取り組みである。

毎年10月からスタートし、1年サイクルで、2か月に1回、米、缶詰、レトルト食品、飲料、調味料、菓子等の食品を届けており、2017年度（2017年10月～2018年2月発送）は150世帯、2018年度（2018年4月～2018年12月発送）は563世帯の実績がある。

この事業は区、NPO 団体等が対等な関係でパートナーシップを組み、事業に取り組むコンソーシアム（共同体）形式を採用しており、食品の配送等の事業の運営経費は、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで募集している。寄附を最大限活用するために返礼品はない。

出典：文京区「『こども宅食』プロジェクトにご協力ください。～子どもたちに笑顔を届けよう～」（最終閲覧日：2018年12月14日）<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/takushoku.html>

【取り組み事例：ポイントで地域社会に貢献する Social Design+（大阪ガス（株））】

会員制サイト内でたまったポイントを使って、関西を拠点に活動するソーシャルデザイン（社会の様々な課題・問題に対してその解決策を作り出すこと）の担い手を応援する取り組みで、応援者の総数に応じて大阪ガスが支援金を提供している。

これまで支援金を提供した応援先として、学校外教育バウチャーで子どもを支援する団体や、親と暮らせない子どもたちに対してデザイン教育による学習支援をする団体等がある。

出典：大阪ガス（株）「Social Design+」（最終閲覧日：2018年12月17日）

<https://services.osakagas.co.jp/portalc/contents-2/pc/social/index.html>

【取り組み事例：企業ボランティア活動「“小さな灯”運動」（大阪ガス（株））】

Daigas グループの企業ボランティア活動として、1981年（国際障害者年）に開始。カレンダー募金をはじめとする募金が活動資金となり、従業員やOBによるボランティアで30年以上継続。「小さな灯運動」で集まった「“小さな灯”基金」を活用して、児童養護施設へのお菓子寄贈や子どもたちが調理体験を通じて食の大切さや食事を作る楽しさを体験してもらう料理教室の実施や、御堂筋バザー開催により、福祉作業所さまで作られた物品の販売機会などを提供。また、大阪ガス供給エリア内の全自治体へ社会福祉、教育等の目的で使用される物品（車いすや絵本等）の寄贈や、国内外の災害復興支援の資金としても活用している。

出典：大阪ガス（株）「“小さな灯”運動」（最終閲覧日：2019年1月21日）

<http://www.osakagas.co.jp/company/efforts/so/tomoshihi/index.html>

【取り組み事例：企業の内閣府「子どもの未来応援基金」への協力】

内閣府では、いわゆる貧困の連鎖の解消を目指して、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを形成し、子どもの未来応援国民運動の広報・啓発を推進するとともに、子どもの未来応援基金への協力を企業・団体、個人に呼びかけている。

協力方法としては、銀行振り込みやクレジットカード・dポイントによる寄付、古本・物品・子ども服の寄付による支援、自動販売機の設置による支援、寄付付き商品の購入による支援、募金箱の設置による支援等があり、企業の協力事例として以下のようなものがある。

- ・NTTドコモ：子どもの未来応援基金への寄付の仕組みを創設
- ・イトーヨーカ堂、セブン&アイ・フードシステムズ：全店舗の会計レジに募金箱を設置
- ・日清食品グループ：CSR活動を通じて子どもの貧困対策に貢献
- ・タマホーム：募金箱を全国237店舗に設置
- ・キヤノン：グループ社内啓発と「こどものみらい古本募金」を連動させて実施
- ・ALSOCK（アルソック）：収益の一部を子どもの未来応援基金へ継続して寄付
- ・「GREENDA・KA・RA」ブランド（サントリー）：商品の売上の一部の寄付、自動販売機でのPR、オリジナルソングの楽曲配信による支援
- ・楽天グループ：「楽天クラッチ募金」にて子どもの未来応援基金への寄付受付を実施

出典：内閣府「子どもの未来応援基金【基金への協力紹介】」（最終閲覧日：2018年12月14日）

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html>

提言内容

- 貧困問題の認識をもっと高めよう。個人・企業それぞれが無理のない範囲でできることから始めることで「自分ごと」として一歩踏み出し、子どもを受け止める地域・コミュニティの居場所・止まり木を増やそう
- 最先端テクノロジーも活用し、活動団体を応援したい個人・企業と、支援を求める活動団体をつなぎ社会課題を解決する持続可能なエコシステムを整備しよう
- 2025年万博において、社会課題の解決に向けた国際連携「子どもの未来ウィーク」設定を実現しよう

子どもの貧困問題の認識が高まりつつある中で、個人・企業が、無理のない範囲でできることから始めることで「自分ごと」として一歩踏み出し、子どもを受け止める地域・コミュニティの居場所・止まり木を増やすことを呼びかけたい。

そのための手段として、支援する個人・企業活動団体を応援したい個人・企業と、支援を求める活動団体をつなぎながら、社会課題を解決するためのプラットフォームを行政主導で整備する。そこへ民間が加わることで、民間の持つ機動力や柔軟さを活用した社会課題解決のエコシステムが構築される。自らの関心や提供できるリソースに応じて個人・企業等さまざまな主体が相互に連携し、支援活動がより安定的で持続可能なものとなることが期待できる。

具体的には、アイデアソン等でベンチャー企業のノウハウを募り、最先端テクノロジーも活用して子ども食堂と食材や人材をつなぐマッチングアプリを開発したり、子どもの貧困という社会課題を解決するためにふるさと納税等の仕組みを活用してクラウドファンディングを実施すること等が考えられる（図表 25）。

図表 25 テクノロジー等を活用したエコシステムを構成する取り組みの例

アイデアソン等でのベンチャーの参画

(例) 子ども食堂・学習支援運営者が、直面している課題を提起し、スタートアップ・ベンチャー企業が解決のためのアイデアを提示する。先端技術等を使い社会課題解決に取り組む。

子ども食堂と食材・人材のマッチングアプリ

(例) 子ども食堂の、食材・人材のニーズと、応援したい個人・企業をつなげる。

クラウドファンディング

(例) 子どもの育ちを支援する団体（子ども食堂、子ども宅食等）の活動に対して、クラウドファンディングで資金を調達する。

2025年に大阪で開催される日本万国博覧会のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」である。これは本委員会の活動テーマとも親和性が高いため、開催期間中に「子どもの未来ウィーク」を設定するとともに、博覧会に参加する各国と「子ども未来会議」を開催することを提案し、博覧会開催を、持続可能な開発目標（SDGs）等も視野に、子どもの貧困という社会課題を解決する国際連携を大阪発で推進する契機としたい。

5. おわりに

本提言においても何度か指摘してきたところであるが、我が国での子どもの貧困の実態は広く社会には知られておらず、社会課題として見過ごされがちである。本委員会も2年間の活動でようやく貧困問題の解消に向けた出発点に立ったところである。

今後は、この提言をふまえ、われわれ経済人も、「子どもの未来は日本の未来」という視点に立ち、行政や地域・コミュニティと連携して子どもの貧困問題の解決に向けたアクションを起こし、この課題について継続して考え社会に発信し続けることが重要である。

6. 資料編

6.1 委員会名簿

(敬称略、2018年12月21日現在)

	氏名	会社名	役職
委員長	宮川 正	大阪ガス(株)	代表取締役 副社長執行役員
委員長	帯野 久美子	(株)インターアクト・ジャパン	代表取締役
副委員長	池田 節子	(公財)国際労務管理財団	理事長
〃	上田 理恵子	(株)マザーネット	代表取締役社長
〃	太田 明弘	(株)成学社	代表取締役会長
〃	河村 正雄	大阪シティ信用金庫	代表理事長
〃	相良 暁	小野薬品工業(株)	代表取締役社長
〃	高澤 求尚	日本生命保険(相)	本店企画広報部長
〃	立野 純三	(株)ユニオン	代表取締役社長
〃	手代木 功	塩野義製薬(株)	代表取締役社長
〃	直江 大	(株)りそな銀行	常務執行役員
委員	井垣 太介	西村あさひ法律事務所	法人社員・弁護士・ニューヨーク州弁護士
〃	片山 勉	紀伊産業(株)	取締役会長
〃	草刈 健太郎	カンサイ建装工業(株)	代表取締役
〃	米谷 伸行	(株)日米クック	代表取締役社長
〃	笹川 貴生	岩井コスモ証券(株)	代表取締役社長 COO
〃	真田 尚美	弁護士法人三宅法律事務所	パートナー弁護士
〃	新村 猛	がんこフードサービス(株)	取締役副社長
〃	田中 純吉	(公財)大阪現代教育振興財団	代表理事
〃	田中 宏幸	吉本興業(株)	代表取締役副社長 CAO
〃	中井 貫二	千房(株)	代表取締役社長
〃	長谷川 恵一	学校法人 エール学園	理事長
〃	濱名 篤	学校法人濱名学院	理事長・関西国際大学 学長
〃	丸岡 利嗣	(株)マルゼン	代表取締役
〃	南 陽平	コスモ建物管理(株)	取締役
〃	山口 朋子	(株)コングレ	取締役 執行役員
〃	山本 千恵	(一財)ダイバーシティ研究所	副代表理事
スタッフ	谷村 篤史	大阪ガス(株)	秘書部経営調査室室長
〃	五十嵐 永美梨	大阪ガス(株)	秘書部経営調査室
〃	阿久根 昌夫	(株)インターアクト・ジャパン	調査役
〃	川西 純	小野薬品工業(株)	総務部部長
〃	岸田 哲行	塩野義製薬(株)	執行役員人事総務部長
〃	鈴木 雅普	(一財)ダイバーシティ研究所	研究員
〃	高井 恵二	大阪シティ信用金庫	総合企画部次長
〃	萩原 大作	学校法人 エール学園	校長
〃	橋本 裕介	(公財)国際労務管理財団	
〃	前田 翔平	日本生命保険(相)	本店企画広報部 課長補佐
〃	三好 大介	(株)マルゼン	取締役 兼 統括マネジャー
代表幹事スタッフ	太田 晴規	コクヨ(株)	会長室長

	氏名	会社名	役職
〃	西林 聡	コクヨ(株)	会長室 課長
〃	山嶋 浩二	(株)りそな銀行	経営管理部 経済調査担当部長
〃	大橋 元太	(株)りそな銀行	経営管理部 経済調査グループ 担当マネージャー
〃	岩波 有輝子	(株)りそな銀行	経営管理部 経済調査グループ 担当マネージャー
事務局	廣瀬 茂夫	(一社)関西経済同友会	常任幹事 事務局長
〃	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
〃	本宮 亜希子	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
〃	谷 要恵	(一社)関西経済同友会	企画調査部係長
〃	大瀬 友美	(一社)関西経済同友会	企画調査部

6.2 委員会の活動状況

(役職は実施当時のもの)

回	開催日	内容
1	2017年 6月16日	①活動方針(案)について ②大阪市における子どもの貧困の現状・課題・対応方向について
2	2017年 8月7日	①講演Ⅰ 講師：一般財団法人社会的投資推進財団 代表理事 青柳 光昌 氏 テーマ：「日本の子どもの貧困、現状とその影響について～未来への投資を進めるために～」 ②講演Ⅱ 講師：新公益連盟 理事、 特定非営利活動法人トイボックス 代表理事 白井 智子 氏 テーマ：「子どもの貧困の連鎖を止めるために～協働の現場から～」
3	2017年 10月6日	①講演 講師：一般社団法人つなぐ 理事 尾関 泰輔 氏 テーマ：「子ども食堂を考える」 ②報告 子ども食堂・フードバンク ヒアリング結果報告
4	2017年 11月22日	①講演 講師：特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 理事長 能島 裕介 氏 テーマ：「子どもの貧困と Brain Humanity の取り組み」 ②審議 緊急提言(案)について
—	2017年 11月28日	(常任幹事会・幹事会) 緊急提言(案)の審議
—	2017年 11月29日	(記者発表) 【緊急提言】「貧困の連鎖を断ち切る効果的な教育投資を」
5	2018年 2月14日	①講演 講師：特定非営利活動法人キッズドア 理事長 渡辺 由美子 氏 テーマ：「子どもの貧困について考える～学習支援の現場から～」

回	開催日	内容
		②報告 大阪市の「(仮称)企業・地域子ども支援ネットワーク事業」提案への対応について
6	2018年 3月1日	①審議 中間報告(案)について
7	2018年 4月5日	①講演 講師:社会活動家/法政大学 教授 湯浅 誠 氏 テーマ:「子どもの貧困を考える～見える課題、見えない課題～」
8	2018年 6月21日	①報告 大阪市子ども支援ネットワーク事業について ②審議 活動方針(案)について
9	2018年 9月13日	①講演・会合 講師:東京学芸大学 教授 加瀬 進 氏 テーマ:「子どもを中心とした総合的な支援とは～学校現場の取り組み事例から～」
10	2018年 11月13日	①審議 提言概要(案)について ②報告 ヒアリング結果について
—	2018年 11月28日	(常任幹事会) 提言概要(案)の審議
11	2018年 12月18日	①審議 提言(案)について
—	2018年 12月21日	(幹事会) 提言(案)の審議
—	2019年 1月29日	(記者発表) 【提言】「子どもの未来は日本の未来～自己肯定感を高め、 貧困の連鎖を断ち切る～」

6.3 ヒアリングの実績

No.	実施日	ヒアリング先
1	2017年8月10日	にしなり☆子ども食堂
2	2017年9月7日	NPO 法人 あわじ寺子屋 社会福祉法人ノーマライゼーション協会
3	2017年9月12日	認定NPO 法人ふーどばんく OSAKA
4	2017年9月14日	NPO 法人 すみのえ育-はぐ-
5	2017年9月15日	ながほり子ども食堂 大阪きづがわ医療福祉生活協同組合
6	2017年9月15日	十三子ども0円食堂
7	2018年9月10日	堺市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
8	2018年9月19日	生活協同組合おおさかパルコープ
9	2018年9月14日	NPO 法人ごみ JAPAN
10	2018年10月17日	大阪市立西淡路小学校「朝ごはんやさん」